

筑紫野市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱

平成5年3月30日
要綱第2号

（目的）

第1条 この要綱は、日常生活に伴って排出される一般廃棄物の中から再資源化できる有価物を回収する市民の団体に対し奨励金を交付することにより、ごみ減量化を推進し、市民のごみに関する社会意識の高揚を図ることを目的とする。

（対象団体）

第2条 奨励金交付の対象となる団体は、古紙等の集団回収を定期的を実施する筑紫野市内の町内会及び社会教育関係団体等で環境衛生推進員（以下「推進員」という。）の推薦を受け、市長が認めるものとする。

（対象品目）

第3条 奨励金交付の対象となる資源ごみは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新聞紙
- (2) ダンボール
- (3) その他の雑紙（雑誌等）
- (4) 布類

（奨励金）

第4条 奨励金の額は、別表第1に定める基準額及び加算額を合計した額とする。

（団体の登録）

第5条 登録を受けようとする団体は、資源ごみ回収団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（登録内容の変更）

第6条 前条の登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに推進員に報告し、資源ごみ回収団体登録変更届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、登録団体の代表者の住所及び氏名の変更については、第8条に規定する資源ごみ集団回収事業実績報告書兼奨励金交付申請書兼代表者名変更届出書の提出に合わせて報告できるものとする。

（登録の取り消し）

第7条 市長は、登録団体が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の登録申請によって承認を受けたとき。

(2) その他、この要綱に違反したとき。

（交付申請等）

第8条 資源ごみ集団回収を行った登録団体は、別表第2に定める日を基準として、資源ごみ集団回収事業実績報告書兼奨励金交付申請書兼代表者名変更届出書（様式第3号）に必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の交付申請に係る事業が交付の基準に適合すると認めたときは、当該団体に対し、資源ごみ集団回収奨励金交付決定通知書（様式第4号）により交付の決定を通知する。

（奨励金の交付）

第10条 市長は、前条の交付決定に基づき、四半期ごとに奨励金を交付する。

（奨励金の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けた団体があった場合は、奨励金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日要綱第5号）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月18日要綱第23号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の筑紫野市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年5月22日要綱第32号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の筑紫野市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成10年6月29日要綱第25号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の筑紫野市資源ごみ集団

第13編 衛生（筑紫野市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱）

回収奨励金交付要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成13年10月23日要綱第35号）

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日要綱第8号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の筑紫野市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱の規定は、平成18年4月1日以後に実施された資源ごみの回収に係る奨励金について適用し、同日前までに実施された資源ごみの回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

第13編 衛生（筑紫野市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱）

別表第1（第4条関係）

対象品目		新聞紙、ダンボール、その他の雑紙（雑誌等）、布類		
奨励金の額	基準額	1 kgにつき 8 円（1 kg未満は切り捨て）		
	加算額	年度間 総実施 回数	1～3回 4回以上	1回の回収量が10 t 以上の分に対し 1 kgにつき 1 円 回収総量 1 kgにつき 1 円

備考 実施回数は、交付申請書に添付された計量証明書により確認し、同一月内の実施は、1回とみなす。

第13編 衛生（筑紫野市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱）

別表第2（第8条関係）

回 収 期 間	提 出 基 準 日
4・5・6月分	7月10日
7・8・9月分	10月10日
10・11・12月分	1月10日
1・2・3月分	3月末日

様式 略